

実際に貰える金額って？

額面金額と手取り

就職活動の末、企業へ入社。先輩や上司の方に教えて貰いながら1ヶ月乗り切ったら、ようやく初任給！でも、会社からもらった給与明細にはいろんな項目が記載されていて、結局自分が貰える金額がよくわからない……そんなことにならないよう、今から見方を学んでいきましょう！

会社から自分に対して支払われる合計金額 /

$$\text{【額面金額】} = \text{【基本給】} + \text{【各種手当】} = \text{【総支給金額(額面金額)】}$$

各種手当	説明
時間外手当	残業をした時、早朝勤務をした時に出る手当
住宅手当	住宅に関する補助をするための手当
役職手当	自分の役職に応じた手当
資格手当	仕事をする上で必要な資格を持っている人への手当
家族手当	自分に扶養している人がいる場合、その人数などに応じて支給される手当

※給与明細には「総支給金額」の欄に額面金額が記載されています。※基本給は給与の基本となる金額です。※上記の手当は一例です。この他にも会社で定めた手当などがありますので、入社時に詳しく確認しておきましょう。

【手取り】

額面金額から所得税や住民税、社会保険料などを引いた(控除した)金額。実際に自分の手元にくる金額となります。



$$\text{【総支給金額(額面金額)】} - \text{【控除される金額】} = \text{【手取り】}$$

控除される金額について	項目	説明
健康保険料	健康保険に加入するための金額。医療サービスなどを自己負担額3割で受けるため、また、高額な医療費を負担するため、毎月会社側と自分で分割して支払います。	
介護保険料	介護保険制度の資金として、40歳以上64歳以下の人が支払いの対象になります。	
厚生年金保険	65歳になったとき、年金を受け取れるように納付します。	
雇用保険	一定の期間この保険に加入していると、万が一失業した際に手当を受け取れるようになります。	
所得税	所得がある人(お金をもらっている人)は全員納入する義務があります。	
住民税	住んでいる都道府県、市区町村に支払う金額です。1月1日時点の住所で、どこに支払うのかが決まります。	

【給与明細】を見てみよう!

【手取り】 総支給金額(額面金額)

支給	基本給	役職手当	資格手当	時間外手当		総支給金額
	180,000	5,000	0	0		212,000
	住宅手当	扶養手当	通勤手当			
	15,000	0	12,000			
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険	雇用保険	社会保険料合計	
	12,180	0	20,130	650	32,960	
	所得税	住民税				
	5,000	4,600				
集計	総支給金額	控除合計				差引支給額
	212,000	42,560				169,440

※金額はイメージです